

2024年度 地域における就労創出に関する事業・活動補助要項

労働者協同組合法施行に伴い、協同労働に注目が集まっています。法律が出来たことを契機に、協同労働と出会い、働き方への関心や地域づくりを仕事にしたいと願う人々が各地に広がっています。また生活困窮問題から仕事と住まいを失った人びとに対する就労創出と新たな仕事おこしが求められています。

一般財団法人協同労働くらしとしごとでは協同労働の社会的普及と促進のために「協同労働による就労創出に対し助成すること」をテーマに事業をしています。今期は各地で巻き起こる協同労働による就労創出に対し助成する事業を行います。

また当財団では「地域福祉の増進に関する事業」もテーマにしていることから、共に協同労働を学び、実践を生み出す「協同労働仕事おこし講座」等の開催を補助し、地域で協同労働を通して自分たちの思いや地域課題解決を実現するような仕事おこしを応援します。また生活困窮者の方々の受講も妨げず支援します。

1、補助内容：

- (1) 「協同労働仕事おこし講座」等の自前の職業訓練的な開催への補助
 - ① 講座開催の補助
 - ② 生活困窮者等の受講の補助
- (2) 協同労働のしごとづくり仲間づくりに関する事業活動への補助
- (3) 生活困窮者への相談事業などを開催している団体への補助

- 2、補助金額：予算は全体で100万円（想定：10万円を10団体に補助予定）
事業活動の1/2の補助を上限とします

3、申請期間と事業・活動の開始について

- | | | |
|-------------------|-------|-------|
| 1次募集：3月～4月末まで申請 | 5月審査 | 6月開始 |
| 2次募集：5月～6月末まで申請 | 7月審査 | 8月開始 |
| 3次募集：7月～8月末まで申請 | 9月審査 | 10月開始 |
| 4次募集：9月～10月末まで申請 | 11月審査 | 12月開始 |
| 5次募集：11月～12月末まで申請 | 1月審査 | 2月開始 |
| 6次募集：1月～2月末まで申請 | 3月審査 | 4月開始 |

4、留意事項

予算額を上回った時点で終了となります。

申請者は年度を超えた事業・活動が可能ですが期間は12カ月を基本とします。

基本的に後払いになりますが、仮払いが必要な方はお知らせください。

仮払いをした際は終了後には精算となり残額を返還していただきます。

計画が変わった場合は計画変更届が必要です。

補助額の増額変更はできません。

申請を出す旨を事前にご相談ください

4、審査は一般財団法人協同労働くらしとしごとの理事が行います
地域貢献、新規性、持続可能性、協同性の観点で審査します

5、提出書類：「地域における就労創出に関する事業・活動補助」申請書

※後日、実施報告書（写真）及資料並び領収書、決算書の提出をお願いします（任意様式）

6、補助金のお振込みは報告書、決算書の提出後になります

7、配布するチラシ等には「協力 一般財団法人協同労働くらしとしごと」とご記載ください

問い合わせ：一般財団法人協同労働くらしとしごと 事務局

東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタビル7F 03-6907-8040

kurashigoto@roukyou.gr.jp